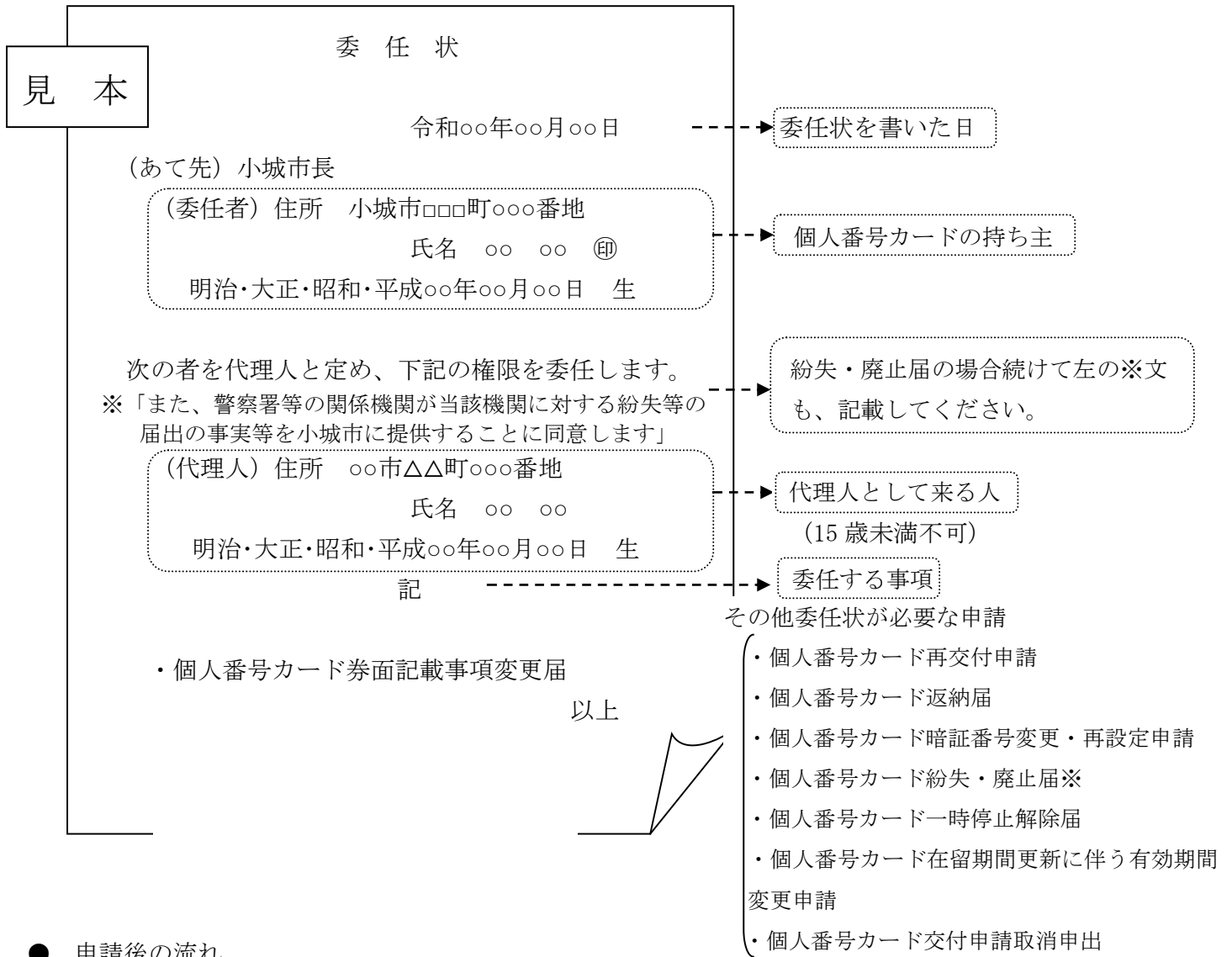


代理人により個人番号カードに関する手続きをされる方へ

成年後見人申請の場合はその事実を証する書類が必要となります。また、法定代理人申請（本人が15歳未満で本人と法定代理人が同一世帯）の場合は、住民票等により親子関係を確認させていただきます。

任意代理人申請（病気、身体の障害等やむを得ない理由により、本人の来庁が困難である）の場合は、本人自筆、署名・押印のある委任状が必要です。

- 委任状の記載例（個人番号カード券面記載事項変更届の場合）



● 申請後の流れ

- ・任意代理人申請の場合、個人番号カード券面記載事項変更届、個人番号カード暗証番号変更・再設定申請、個人番号カード一時停止解除届、個人番号カード在留期間更新に伴う有効期間変更申請は即日での手続きができません。
- ・本人宛に照会書を送りますので、届いた照会書に本人が必要事項を記入し、最初に申請した窓口へ代理人が申請者本人の個人番号カード、代理人の本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、パスポート等）、本人の来庁が困難であることを証する書類（診断書、本人の障害者手帳、本人が施設等に入所している事実を証する書類等） とともにお持ちください。
- ・照会書の回答期限は申請日の翌日から30日以内です。
- ・ご不明な点がございましたら、下記窓口までおたずねください。